

## 滝沢市福祉システム構築業務

### プロポーザルに係る回答書

(R3.10.18 質問受付分 その1)

令和3年10月22日

質問No.1 : 仕様書 P2 1.3 解決したい具体的課題など
内容 : (3) 現行システム外で管理・運用している業務のシステム移行 データ移行の対象範囲としては、現行システムで運用されている業務だけという認識でよろしいでしょうか。 現行システム外で運用されている業務に関しては、データ移行対象外という認識です。
回答 : お見込みのとおりです。現行システム外データはデータの移行対象範囲に含みません。 データの移行については、現行システムから抽出されたデータを新システム側で取込可能な形に変換し取込作業を行うことを想定しています。
質問No.2 : 仕様書 P2 1.3 解決したい具体的課題など
内容 : (5) 排他処理による業務の中断に対する対応 具体的にどのような場面を想定しているかご教示ください。
回答 : 現行システムでは、同一業務において複数の職員が事務作業を行う業務もあり、入力等作業中であると他の者が帳票出力等をできなくなるなどの場面があります。

質問No.3：仕様書 P5 2.5.2 他業務（他システム）との連携について

内容：

「原則、共通基盤型中間サーバを介して行うこととします。」とありますが、受信データ（税、住民情報等）に関して、今回導入するシステムの標準連携（DB 直接参照等）で連携が可能な場合、共通基盤型中間サーバを介さなくても問題ありませんでしょうか。

回答：

他社が保守するシステムとのデータ連携については、共通基盤型中間サーバを介すことを想定してください。

貴社が保守するシステム間については、別な手法がある場合には提案してください。なお、最終的な連携手法については、協議の上決定します。

質問No.4：別紙）機能要求書（児童福祉） 児童 - 12

内容：

「本市の仕様に合わせてレイアウトの変更等ができること」とありますが、パッケージ機能で文言の変更は可能です。

レイアウトの変更等についてはパッケージの標準帳票をご使用いただくことを前提にしておりますが、そうした対応で問題ありませんでしょうか。

回答：

児童福祉分野に関わらず、障がい福祉及び社会福祉においても同様となりますが、「パッケージの標準帳票」が当市の想定しているものか、使用上問題ないものかどうかなどをプロポーザル等で確認させていただき、内容によってはパッケージの標準帳票ではない帳票で対応いただくなどの可能性があります。なお、最終的な帳票レイアウトについては、別途協議の上決定します。

質問No.5 : (別紙) 機能要求書 (児童福祉) 保育料-25、27、28

内容 :

「会計処理のための帳票」とありますが、具体的な帳票もしくは項目などご提示いただけますでしょうか。

回答 :

「会計処理のための帳票」とは、市で使用する保育所保育料の収納簿のことであり、必要な項目は以下のとおりです。

・年度、月、保護者氏名、児童氏名、入所保育施設、市実施年齢、市徴収階層、市徴収区分 (全額または1/2または負担なし等)、第3子減免区分 (通常または第3子減免等)、調定額、納付額、未納額、督促手数料、収納状況 (納付完了または未納または一部未納または過誤納等)、還付・充当、滞納 (有または無)、滞納繰越 (有または無)